

長崎市行政財産使用料条例（別表第2項抜粋）新旧対照表

区分		単位	金額 (現行)	金額 (改正後)
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	598	655
	第2種電柱		919	1006
	第3種電柱		1240	1357
	第1種電話柱		534	585
	第2種電話柱		855	936
	第3種電話柱		1176	1287
	その他の柱類		53	58
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	5
	地下に設ける電線その他の線類		3	3
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	524	573
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	320	351
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1069	1170
	郵便差出箱及び信書便差出箱		449	491
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32	35
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48	52
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64	70
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96	105
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224	245
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320	351
	外径が1メートル以上のもの		641	702